

受付前点検結果リストで出力されるエラーメッセージの一覧

ID	メッセージ	対象レセプト			エラー内容	対応策
		医科	歯科	調剤		
R1010	療養期間一末日の請求書提出年月日が記録されています。 指定病院等の番号 [XXXXXXXX] 請求書ファイル名 [XXXXXXXXXXXXXX]	○	○		電子レセプトの記録で、「請求書提出年月日」に記録された年月日が、「療養期間一末日」に記録された年月日より前の日付になっている場合に、エラーメッセージが表示されます。	レセプトに記録した「請求書提出年月日」及び「療養期間一末日」を確認し、正しい年月日に修正してください。修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。
R1018	都道府県労働局コードに誤ったコードが記録されています。 指定病院等の番号 [XXXXXXXX] 都道府県労働局コード [XX] 請求書ファイル名 [XXXXXXXXXXXXXX]	○			記録いただいた都道府県労働局コードが誤っている場合に、エラーメッセージが表示されます。	「療養（補償）給付たる療養の給付請求書（様式第5号）」、「指定病院等（変更）届（様式第6号）」に記載された事業場の所在地を確認の上、コードを修正してください。都道府県労働局コードが不明な場合は、記録条件仕様書の「別表 20 都道府県労働局コード」をご覧ください。都道府県労働局コードを訂正する方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。
R1019	労働基準監督署コードに誤ったコードが記録されています。 指定病院等の番号 [XXXXXXXX] 労働基準監督署コード [XX] 請求書ファイル名 [XXXXXXXXXXXXXX]	○			記録いただいた労働基準監督署コードが誤っている場合に、エラーメッセージが表示されます。	「療養（補償）給付たる療養の給付請求書（様式第5号）」、「指定病院等（変更）届（様式第6号）」に記載された事業場の所在地を確認の上、コードを修正してください。労働基準監督署コードが不明な場合は、記録条件仕様書の「別表 21 労働基準監督署コード」をご覧ください。労働基準監督署コードを訂正する方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。
R1035	労働基準監督署コードに誤ったコードが記録されています。 指定薬局の番号 [XXXXXXXX] 請求書ファイル名 [XXXXXXXXXXXXXX]			○	記録いただいた労働基準監督署コードが誤っている場合に、エラーメッセージが表示されます。	「療養（補償）給付たる療養の給付請求書（様式第5号）」、「指定病院等（変更）届（様式第6号）」に記載された事業場の所在地を確認の上、コードを修正してください。労働基準監督署コードが不明な場合は、記録条件仕様書の「別表 15 労働基準監督署コード」をご覧ください。労働基準監督署コードを訂正する方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。
R2014	傷病の経過が記録されていません。 レセプト内レコード番号 [XXXX] レコード内項目位置 [XXX]	○	○		必須項目である「傷病の経過」欄に何も記録されていない場合に、エラーメッセージが表示されます。	レセプトに記録された内容をご確認いただき、傷病の経過が記録されていない場合は、記載してください。
R2163	療養期間一初日と療養期間一末日が同一年月ではありません。 療養期間一初日 [XXXXXXXX] 療養期間一末日 [XXXXXXXX] レセプト内レコード番号 [XXXX] レコード内項目位置 [XX X]	○	○		記録された「療養期間一初日」及び「療養期間一末日」が、同一の年月となっていない場合に、エラーメッセージが表示されます。	療養期間は、同一の年月となるように記録してください。休業証明の請求で複数の年月を記録する必要がある場合は、「療養期間一初日」及び「療養期間一末日」が同一の年月となるように記録し、別途コメントなどに複数の年月を記録してください。

R2317	<p>算定日情報（回数）が正しい暦年月日に記録されていません。 レコード識別情報 [X X] レセプト内 レコード番号 [X X X X]</p>	○	○	<p>療養期間一初日の年月に対して、暦日以外の算定日情報（回数）が記録された場合に、エラーメッセージが表示されません。 ※算定日情報（回数）：1日の情報～31日の情報になります。</p>	<p>労災レセプトレコードの「療養期間一初日」から「療養期間一末日」の情報と、診療行為の算定日情報の回数を記録した日付（「1日の情報」から「31日の情報」）を確認してください。 「療養期間一初日」から「療養期間一末日」以外の日付を記録している場合は、算定日情報の回数を記録した日付を、「療養期間一初日」から「療養期間一末日」の暦日に修正してください。 例1：診療行為の算定日情報に暦年月日に存在しない日付を算定している場合にエラーとなる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「療養期間一初日」：平成29年2月10日 ・「療養期間一末日」：平成29年2月28日 ・診療行為の算定日情報：31日に回数を算定（※） ※この場合、診療行為の算定日情報は、平成29年2月31日（暦年月日に存在しない日付）としてシステムが認識するため、診療行為の算定日情報を「療養期間一初日」から「療養期間一末日」の日付（10日から28日）に修正する必要があります。 <p>例2：「休業証明（休業（補償）給付請求書 様式第8号、様式第16号の6）」のみの請求において、療養期間と発行日が異なった際に、算定日情報に発行日の日付を算定した場合にエラーとなる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「療養期間一初日」：平成29年2月10日 ・「療養期間一末日」：平成29年2月28日 ・証明期間：2月10日から2月28日 ・発行日 5月31日 ・休業証明の算定日情報：「31日」に回数を算定（※） ※この場合、休業証明の算定日情報は、平成29年2月31日（暦年月日に存在しない日付）としてシステムが認識するため、休業証明の算定日情報を「療養期間一初日」から「療養期間一末日」の日付（10日から28日）に修正する必要があります。
R2512	<p>レコード識別情報内の項目数が記録されている項目数と一致していません。 レコード識別情報 [X X] レセプト内 レコード番号 [X X X X] レコード内 項目位置 [X X X]</p>		○	<p>レセプト内に記録された項目数が、記録条件仕様書で定めている項目数と一致しない場合に、エラーメッセージが表示されます。</p>	<p>エラーメッセージが表示された箇所をご確認いただき、平成28年度診療報酬改定後の記録条件仕様に基づいた項目数に修正してください。修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。</p>
R2513	<p>次の項目の記録モードが誤っています。 レコード識別情報 [X X] レセプト内 レコード番号 [X X X X] レコード内 項目位置 [X X X]</p>		○	<p>該当の項目の記録が、記録条件仕様に沿った記録モードで入力されていない、または制御文字等が記録されている場合に、エラーメッセージが表示されます。</p>	<p>レセプトに記録された内容をご確認いただき、正しい記録モードで入力してください。修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。</p> <p><例1> レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [11] レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [11] は、「労働者氏名（カナ）」であり、記録モードは「全角大文字カナ」となるため、「半角カナ」及び「全角小文字カナ」が混在している記録がある場合に、エラーとなります。</p> <p><例2> レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [12] レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [12] は、「事業の名称」であり、記録モードは全角となるため、半角が混在している記録がある場合は、エラーとなります。（特に、「数字」、「-：ハイフン」及び「スペース」等が半角になっている可能性があります。）</p> <p><例3> レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [13] レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [13] は、「事業場の所在地」であり、記録モードは全角となるため、半角が混在している記録がある場合は、エラーとなります。（特に、「数字」、「-：ハイフン」及び「スペース」等が半角になっている可能性があります。）</p>

R2539	<p>次の項目に、記録可能な桁数を超えるデータが記録されています。 レコード識別情報 [X X] レセプト内 レコード番号 [X X X X] レコード内 項目位置 [X X X]</p>	○	○		<p>該当の項目の記録が、記録条件仕様に沿った桁数で入力されていない場合に、エラーメッセージが表示されます。</p>	<p>レセプトに記録された内容をご確認いただき、正しい桁数で入力してください。修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。</p> <p><例 1> レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [13] レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [13] は、「労働者氏名 (カナ)」であり、全角カナで 20 文字以内となるため、全角カナで 21 文字以上の記録がある場合は、エラーとなります。</p> <p><例 2> レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [14] レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [14] は、「事業の名称」であり、全角カナで 20 文字以内となるため、全角カナで 21 文字以上の記録がある場合は、エラーとなります。(「事業の名称」が、全角で 21 文字以上の場合は、省略しても差し支えありません。ただし、医療機関名や事業の名称がわかるように省略してください。株式会社や医療法人などの省略形を一文字にまとめた環境依存文字 (「株」「財」など) や、旧漢字 (「崎」「E」など) は使用できません。)</p> <p><例 3> レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [15] レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [15] は、「事業場の所在地」であり、全角で 40 文字以内となるため、全角で 41 文字以上の記録がある場合は、エラーとなります。(「事業場の所在地」が、全角で 41 文字以上の場合は、省略しても差し支えありません。ただし、ビル名等の名称がわかるように省略してください。)</p> <p><例 4> レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [16] レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [16] は、「傷病の経過」であり、全角で 50 文字以内となるため、全角で 51 文字以上の記録がある場合は、エラーとなります。(「傷病の経過」の記載が全角で 51 文字以上の場合は、「傷病の経過」欄に「症状詳記に記載」と記載していただき、「症状詳記」欄に傷病の経過内容を記載してください。)</p>
R2543	<p>次の項目の記録モードが誤っています。 レコード識別情報 [X X] レセプト内 レコード番号 [X X X X] レコード内 項目位置 [X X X]</p>	○	○		<p>該当の項目の記録が、記録条件仕様に沿った記録モードで入力されていない、または制御文字等が記録されている場合に、エラーメッセージが表示されます。</p>	<p>レセプトに記録された内容をご確認いただき、正しい記録モードで入力してください。修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。</p> <p><例 1> レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [13] レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [13] は、「労働者氏名 (カナ)」であり、記録モードは「全角大文字カナ」となります。「半角カナ」及び「全角小文字カナ」が混在している場合に、エラーとなります。</p> <p><例 2> レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [14] レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [14] は、「事業の名称」であり、記録モードは全角となります。半角が混在している場合に、エラーとなります。(特に、「数字」、「- : ハイフン」及び「スペース」等が半角になっている可能性があります。)</p> <p><例 3> レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [15] レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [15] は、「事業場の所在地」であり、記録モードは全角となります。半角が混在している場合に、エラーとなります。(特に、「数字」、「- : ハイフン」及び「スペース」等が半角になっている可能性があります。)</p>

R2554	【医科】 傷病名レコードが記録されていません。 【歯科】 傷病名部位レコードが記録されていません。	○	○	医科「傷病名レコード」、歯科「傷病名部位レコード」（傷病の部位及び傷病名）の必須項目である「傷病名コード」及び「診療開始日」が記録されていない場合に、エラーメッセージが表示されます。	レセプトの内容を確認し、記録されていない項目に入力を行ってください。修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。
R3206	療養期間—初日後の診療開始日が記録されています。	○	○	傷病名レコードの「診療開始日」に、「療養期間—初日」に記録されている年月日より後の年月日が記録されている場合に、エラーメッセージが表示されます。	レセプトに記録された「診療開始日」をご確認ください。記録内容に誤りがなければ、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、請求してください。また、新継再別が転医始診となっているレセプトでは、診療開始日が療養期間—初日より後になる場合があるため、記録内容に誤りがなければ、同様に「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、請求してください。
R3303	存在しない摘要コード（診療行為コード、医薬品コード、特定器材コード又はコメントコード）が記録されています。	○		摘要レコードに診療行為マスター、医薬品マスター、特定器材マスター、コメントマスターに登録されていないコードが記録された場合、エラーメッセージが表示されます。	記録されているコードについて、以下の確認項目をご確認ください。なお、エラー労災医科診療行為 xx レコード目とは、エラーメッセージが表示されているレセプトの RI レコードのみを数えて、xx 番目の RI レコードが該当します。（該当する xx レコード目が分からない場合は、導入しているレセプトコンピューターメーカーもしくは、ヘルプデスクにご相談ください。） （確認項目） ・健康保険及び労災保険で、診療行為名称が同一で「診療行為コード」が異なる場合がありますので、該当のレコードを確認し、「健康保険の診療行為コード」を使用している場合は、「労災保険の診療行為コード」に修正してください。 「運動器リハビリテーション料（1）の例」 （健康保険の診療行為コード） 運動器リハビリテーション料（1）：180032710 （労災保険の診療行為コード） 運動器リハビリテーション料（1）：101800280 「在宅復帰機能強化加算（療養病棟入院基本料）の例」 （健康保険の診療行為コード） 在宅復帰機能強化加算（療養病棟入院基本料）：190168070 （労災保険の診療行為コード） 在宅復帰機能強化加算（療養病棟入院基本料）（労災用）：101900140 ・労災保険では使用できない減算コードを記録していないか、該当のレコードを確認し、誤っている場合は、正しいコードに修正してください。 「減算コードの例」 （健康保険の診療行為コード） 入院基本料減算など ・健康保険及び労災保険に存在しない「診療行為コード」等を記録していないか該当のレコードを確認し、誤っている場合は、正しい「健康保険の診療行為コード」または「労災保険の診療行為コード」に修正してください。 「初診料の診療行為コードを誤って記録した場合の例」 （誤った診療行為コード） 初診料：101110011 （労災保険の診療行為コード） 初診料：101110010
R4006	療養給付請求書取扱料が記録されていますが、新継再別が「1」（初診）となっていない。	○	○	新継再別が「1」（初診）以外のレセプトにおいて、「療養の給付請求書取扱料（101800870）」を算定している場合に、エラーメッセージが表示されます。	レセプトに記録された、「療養の給付請求書取扱料（101800870）」の算定について確認してください。なお、初診の請求時に療養（補償）給付たる療養の給付請求書（様式第5号）が間にあわなかった等の理由で、2回目以降に新継再別が「5」（継続）のレセプトにおいて、「療養の給付請求書取扱料（101800870）」を算定する場合は、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、請求してください。ちなみに、「療養の給付請求書取扱料（101800870）」は、新継再別が「7」（再発）や「3」（転医始診）の場合は算定が行えません。

R4007	初診料が記録されていますが、新継再別が「1」（初診）、「3」（転医始診）、又は「7」（再発）となっておりません。	○	○		初診料が記録されているが、新継再別が「1」（初診）、「3」（転医始診）、又は「7」（再発）となっていない場合に、エラーを出力します。	労災医科診療行為レコードに初診料を算定しているレセプトにおいて、新継再別に「5」（継続）を記録している場合に出力されるエラーのため、新継再別及び初診料の記録内容を確認し、記録内容が正しい場合は、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、請求してください。 なお、初回分の請求で初診料の算定漏れなどがあった場合は、管轄の都道府県労働局へ確認した上で、新継再別「5」（継続）のレセプトにおいて初診料を算定し、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、請求を行ってください。
R4010	事業の名称が記録されていません。 レセプト内レコード番号 [XXXX] レコード内項目位置 [XXX]	○	○	○	「事業の名称」欄に何も記録されていない場合に、エラーメッセージが表示されます。	被災労働者の所属する事業場の名称を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、記載してください。
R4011	事業場の所在地が記録されていません。 レセプト内レコード番号 [XXXX] レコード内項目位置 [XXX]	○	○	○	「事業場の所在地」欄に何も記録されていない場合に、エラーメッセージが表示されます。	被災労働者の所属する事業場の所在地を「療養（補償）給付たる療養の給付請求書（様式第5号）」、「指定病院等（変更）届（様式第6号）」等をご確認いただき、記載してください。事業場の所在地が不明の場合は、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、請求してください。
R4012	記録されている労働保険番号はシステムに登録されていません。 労働保険番号 [XXXXXXXXXX] レセプト内レコード番号 [XXXX] レコード内項目位置 [XX]	○	○	○	記録された労働保険番号がシステムに存在しない番号の場合に、エラーメッセージが表示されます。	「療養（補償）給付たる療養の給付請求書（様式第5号）など」に記載されている労働保険番号とレセプトに記録された労働保険番号をご確認ください。労働保険番号が同一の場合は、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、請求してください。また、労働保険番号が不明な場合は、「99999999999999」を記録し請求してください。
R4301	固定点数が誤っています。	○	○	○	電子レセプトの記録で、点数を算定する記録方法が誤っている場合に、エラーメッセージが表示されます。	点数の記録内容をご確認ください。修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。記録内容が正しい場合は、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、請求してください。 <例> 「創傷処理（筋肉、臓器に達する）（長径10cm以上）（その他）」、「デブリードマン加算（汚染された挫創）」に対し、「労災（2倍）（手術）」、「労災（1.5倍）（手術）」の労災特別加算を算定する場合の記録方法。注加算項目の点数計算が正しく行われるよう、基本項目に対する「労災（2倍）（手術）」、「労災（1.5倍）（手術）」の労災特別加算は、加算項目ごとに分けて記録し、点数の合算を行います。 「労災（2倍）（手術）」の記録 創傷処理（筋肉、臓器に達する）（長径10cm以上）（その他）：150383410 デブリードマン加算（汚染された挫創 150001570 労災（2倍）（手術）：101500010 4,200点 （算定の内訳：2,000点+100点+（2,000点+100点）×1.0=4,200点） 「労災（1.5倍）（手術）」の記録 創傷処理（筋肉、臓器に達する）（長径10cm以上）（その他）：150383410 デブ リードマン加算（汚染された挫創）：150001570 労災（1.5倍）（手術）：101500020 3,150点 （算定の内訳：2,000点+100点+（2,000点+100点）×0.5=3,150点）
R4455	診療開始日以前の算定日が記録されています。	○	○		投薬や診療行為などの「回数」を算定した日付が、「療養期間一初日」に記録された年月日より前の日付になっている場合、エラーメッセージが表示されます。	「回数」を算定した日付の記録をご確認ください。投薬や診療行為などの「回数」が、算定可能な上限を超えている場合にも、エラーメッセージが表示されます。算定した「回数」と労災医科診療行為レコードの回数値を確認してください。記録内容に誤りがなければ、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、請求してください。なお、休業証明のレセプトの場合は、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、そのまま請求してください。